

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町谷村	平成 29 年 12 月	令和 5 年 2 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67.5 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1 ha
(備考)・今後は農地中間管理機構の活用を考えていく。 ・鳥獣防護柵については丹波市の事業を活用し、ブロック単位で電気柵を設置していく。	アンケート回答割合 (②/①) 72.9 %

#### 2. 対象地区の課題

・農業施設の老朽化、特に用水路の漏水が問題。 ・小規模農家の耕作が年々減少している。
---

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農業者個々に農地管理を行っているが、今後管理出来なくなる農地は中心経営体に集積し効率を化を図る。 ・参入している農業法人と連携をとりながら農地管理を進めていく。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	20 経営体
----	-------	--------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・冠水に耐え、栽培できる水稻を主に農地管理を行う。 ・営農組織による特定農作業受託を増加していく。
--